

# 税金の話

## 固定資産税 Q & A

土地・家屋の課税でよくある質問を紹介します。

**問** 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのは。

**答** 宅地などについては、評価の均衡を図るため、全国一律に地価公示価格や鑑定評価価格などの七割を目途として評価を行うこととされています。(「七割評価」といいます。)本来、土地の固定資産税は、評価額を課税標準額として課税するものです

が、七割評価により評価額と課税標準額に大きな開きが生じたため、評価額に対して前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるのかという「負担水準」を求め、これにより税額を決定する仕組みとなっています。具体的には、負担水準の低い土地は、前年度課税標準額にその年度の百分の五を加えることで、毎年税額を引き上げていくこととなります。

負担水準の高い土地は、税額を据え置いか、引き下げることになりま

す。地価が下がっているにもかかわらず、土地の税額が上がるのは、この負担水準が低いからです。

**答**

次のような場合が考えられます。住宅の敷地として使用していたが、住宅を取り壊したため、住宅用地の特例措置がなくなり、本来の税額に戻った場合。

新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻った場合。

### 固定資産税・都市計画税の前納制度

固定資産税・都市計画税を第一期分の納期限四月三十日までに全期分まとめて納付すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。

四月三十日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

納付書は、前納制度が利用できるように、全期分と各納期(第一期、第四期)分をまとめた冊子を送付します。

口座振替利用の方は、四月三十日に登録の口座から振り替えますので、預貯金残高を確認してください。

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48)1111(内218)

## 児童扶養手当受給者の方へ

児童扶養手当は、父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を一緒にしていない児童を監護している母などに手当を支給する制度です。

法律の改正で手当の支給開始月の初日から(1)起算して5年を経過した受給者は、手当の2分の1が支給停止になります。ただし、下記の または に該当する受給者は必要な書類を提出していただければ、減額されることなく引き続き手当が受けられます。(所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。)

受給を受けている母などが次のア～オのいずれかに該当する場合

- ア 就業している。
- イ 求職活動などの自立を図るための活動をしている。
- ウ 身体上または精神上の障害がある。
- エ 負傷または疾病などにより就業することが困難である。
- オ 受給を受けている母などが監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるため就業することが困難である。

のア～オまでに該当しないが、担当窓口で相談してから求職活動などを行った場合。

- 1 平成15年4月1日以前からの受給者は平成15年4月1日からとみなします。

書類が提出されない場合、該当月から手当の2分の1が支給停止となります。

平成20年4月1日で該当する方(手当が全部支給停止になっている方は除く)にはすでに関係書類を送付しました。早急に提出してください。

提出先・問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内226)

### 愛知県遺児手当受給者の方へ

愛知県遺児手当の支給期間は5年間です。(平成17年度制度改正)

児童一人につき

1年目～3年目(3年間)は月額4,500円

4年目～5年目(2年間)は月額2,250円

6年目以降は支給がなくなります。

平成15年4月分以前からの受給者(平成15年4月を支給開始月とみなします)は、平成20年4月以降の手当が支給されません。

資格喪失届などの手続きは必要ありません。

問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係

☎(48)1111(内226)